

告 示

埼玉県告示第千四百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第二項の規定により、次の土地改良区の解散を平成二十八年十月二十四日認可した。

平成二十八年十一月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

指扇北土地改良区

二 事務所の所在地

さいたま市